

関東信越税理士会 熊谷支部 12月例会次第

日時 令和3年12月8日(水)

午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|-------------------------|---|---------------|
| (1) 11月 8日(月) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 11月 8日(月) | 県北ブロック研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月10日(水) | 法人会年末調整セミナー | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 11月11日(木) | 三者懇談会・熊谷税務署長講演会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 11月12日(金) | 第31回学術研究討論会 | 於 | Gメッセ群馬 メインホール |
| (6) 11月17日(水) | 法人会年末調整セミナー | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (7) 11月17日(水) | 「税を考える週間」広報部 無料電話相談 | | |
| (8) 11月29日(月) | 農業青色申告会との協議会 | 於 | 西部営農経済センター |
| (9) 12月 3日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 熊谷市立商工会館会議室 |
| (10) 12月 3日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (11) 12月 3日(金) | 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成 | 於 | 支部事務局 |
| (12) 12月 8・9日 | 寺山智久会員ご母堂様 通夜・告別式 | 於 | ルミエール椿 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 研修会
日時 12月 8日(水)午後2時00分～3時50分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 税理士法・書面添付
- (2) 例会・署との協議会
日時 12月 8日(水)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 青年部会「租税教育活動」研修会
日時 12月21日(火)午後12時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 1月 7日(金)午後2時30分～3時30分
場所 熊谷市立商工会館
- (5) 熊谷税務署との協議会
日時 1月 7日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (6) コールセンター業務事前説明会
日時 1月12日(水)午後2時00分～4時30分
場所 大宮ソニックシティ

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《転入》

荻野晴美(令和3年11月23日東京税理士会より) 総務部・女性部
〒366-0801 深谷市上野台203 荻野正博税理士事務所内
TEL 571-5541 FAX 573-3870

熊谷支部現在会員数 167名

6. 次回例会予定

日時 1月13日(木) 午前 9時30分～ 署との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 1月13日(木)午前10時45分～12時15分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「個人事業承継税制について」

講師 熊谷税務署 資産課税部門 捧 和彦統括官

単位 1.5単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年12月現在)

2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

*例会ご出席の際には各自で検温の上、ご来場ください。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和3年12月8日

16時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 熊谷市、深谷市、寄居町あいさつ

(1) 熊谷市役所

(2) 深谷市役所

(3) 寄居町役場

5 税務署からの連絡事項

- (1) 令和3年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)
別添1「閉庁日対応税務署」参照

令和3年分確定申告期における閉庁日対応は、別添1「閉庁日対応税務署」のとおり、令和4年2月20日(日)及び2月27日(日)に実施します。

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談となります。

なお、納付については、取り扱っておりませんのでご注意ください。

- (2) 令和3年分所得税等確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Taxの受付時間(利用可能時間)

○ 確定申告期間(令和4年1月4日(火)～3月15日(火))
・ 全日(土日、祝日を含む。) 24時間 (注) 1 1月4日(火)は8時30分から受付開始。 2 毎週月曜日0時～8時30分メンテナンス時間を除く。ただし、3月14日(月)は終日受付を実施。
○ 通常期(確定申告期間以外)
・ 月曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

(注) 確定申告書等作成コーナーについては、24時間利用可能ですが、e-Taxへ提出(送信)する場合には、上記受付時間内に行っていただく必要があります。

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

○ 確定申告期間(令和4年1月11日(火)～3月15日(火))
・ 月曜日～金曜日(2月11日(金・祝)、23日(水・祝)を除く。) 9時～20時 ・ 日曜日(2月20日、27日、3月6日、13日に限る。) 9時～20時
○ 通常期(確定申告期間以外)
・ 月曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 9時～17時

- (3) 国家公務員倫理法について (総務課)
別添2「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」

国家公務員は、法令により利害関係者からの金銭や物品の贈与等を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すのはもちろんのこと、税理士の皆様方におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 確定申告期の税理士一括提出窓口の廃止について (管理運営部門)

昨年引き続き、一括提出窓口を廃止させていただきます。

できる限り、e-Taxや郵送での提出をお願いいたします。

なお、控えの返信が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。

また、税務署へ提出される場合は、お手数ですが記載済み申告書の提出窓口へお並びください。

(5) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について (管理運営部門)

イ 送付対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日 令和3年12月17日(金)

(6) 令和3年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和4年4月21日(木)

ロ 消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和4年4月26日(火)

令和3年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおり決定しております。関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

(7) 財産債務調書・国外財産調書の提出見込者等への照会について (個人課税部門)

提出見込者及び記載不備者に対して、12月2日(木)に関東信越国税局業務センターから照会文書を発送します。

(8) 申告相談において使用する同意書様式について (個人課税部門)

関東信越税理士会と国税局が協議し、昨年と同様の取り扱いとなりました(納税者の同意の元でマイナンバーの提示を受けた旨を証するために同意書の記入を納税者が行う)。

同意書が必要となる協議派遣事業及び無料申告相談に同意書を用意します。

(9) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をお願いいたします。

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信を基本としておりますので、e-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう7つの青色申告会、5つの農業青色申告会と協議を重ねております。

ロ 税理士無料申告相談の日程等について

期間：令和4年2月16日（水）～3月3日（木）

場所：キララ上柴「ハナミズキ」

当会場においても、当日の入場整理券を交付し、マスク着用、換気、検温の実施、機器等の消毒などの対応を行います。

(10) 電子帳簿保存法について（個人課税部門）

別添3「はじめませんか、帳簿書類の電子化！」

別添4「はじめませんか、書類のスキャナ保存！」

別添5「電子取引データの保存方法をご確認ください」

添付書類

- 1 「閉庁日対応税務署」
- 2 「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」
- 3 「はじめませんか、帳簿書類の電子化！」
- 4 「はじめませんか、書類のスキャナ保存！」
- 5 「電子取引データの保存方法をご確認ください」

6 県税事務所からの連絡事項

○ 地方税共通納税システムの利用促進について

リーフレット 「eLTAXによる電子申告・納税の御利用をお願いいたします。」

閉 庁 日 対 応 税 務 署

別添1

国税局(所)	都道府県	令和4年2月20日の日曜日及び2月27日の日曜日に閉庁日対応する税務署名等	
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東	
仙台国税局	青森県	青森	
	岩手県	【盛岡】	
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）	
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）	
	山形県	【山形】	
	福島県	【福島】	
関東信越国税局	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・日立・太田）	
	栃木県	【宇都宮】	
	群馬県	【前橋】・【高崎】	
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（川口・西川口） 合同会場（浦和・大宮）	
		新潟県	【新潟】
		長野県	【長野】
		千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏 杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（四谷・新宿・中野） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）
東京都			
神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）		
金沢国税局	山梨県	甲府	
	富山県	【富山】	
	石川県	金沢	
	福井県	福井	
名古屋国税局	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南） 合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）	
	静岡県		
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）	
		三重県	【津】
		滋賀県	合同会場（大津・草津）
		京都府	宇治 合同会場（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）
	大阪国税局	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南） 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野）
兵庫県			【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 合同会場（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） 合同会場（西宮・芦屋）
奈良県			合同会場（奈良・葛城）
和歌山県			和歌山
広島国税局		鳥取県	【鳥取】
		島根県	【松江】
		岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）	
	山口県	【山口】	
高松国税局	徳島県	【徳島】	
	香川県	【高松】	
	愛媛県	松山	
	高知県	高知	
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）	
	佐賀県	【佐賀】	
	長崎県	【長崎】	
熊本国税局	熊本県	合同会場（熊本西・熊本東）	
	大分県	【大分】	
	宮崎県	【宮崎】	
	鹿児島県	【鹿児島】	
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）	

228

228番

（注1）合同会場では、（ ）内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。

（注2）【 】書きの税務署は、署外会場を示す。



国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。



金銭や物品の贈与



たとえ祝儀や香典という名目であっても違反



国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK



酒食等のもてなし(接待)



公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK



多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK



割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。



車での送迎など、無償でのサービスの提供



職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK



一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること



公務員が自身の費用を負担した場合も違反



金銭の貸付け



金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK



未公開株式の譲渡



有償であっても無償であっても違反



無償での物品や不動産の貸付け



訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって利害関係者に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65 万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

（例）仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
（例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。）
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

（例）損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

（例）見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法 で 検索

✓ 電子保存を行うための要件は？

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ 必要な手続は？

◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、届出書を提出する必要があります。

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。

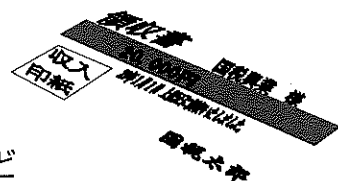
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

はじめませんか、書類のスキャナ保存!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
 - ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- (例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキャナ」とは？

- ◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの

○ 解像度：200dpi（A4サイズで約 387 万画素相当）以上
による読み取りができること

○ 色調：カラー画像※による読み取りができること

※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可



✓ 必要な手続は？

- ◆ スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則（※）**必要ありません。**

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。

※ 過去分重要書類（裏面参照）のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。

- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q & A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索



スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など
入力期間の制限	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る 【適時入力方式】 適時に入力 (注)	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が 200 dpi 相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること (2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)	
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読取情報の保存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要 大きさに関する情報の保存は不要 (注)	
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 □ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる 白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)	
電子計算機処理システムの概要書の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

【過去分重要書類の取扱い】

スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

上記は、令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

電子取引データの保存方法をご確認ください

- 令和4年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

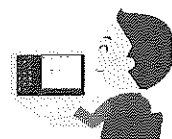
「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定める」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です (詳しくは裏面をチェック)。

※ 2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法 で 検索

✔ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



✔ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
3	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店㈱	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

- 20210131_110000_㈱霞商店.pdf
- 20210210_330000_国税工務店 (株).msg
- 20210228_330000_国税工務店 (株).pdf
- 20211217_220000_㈱霞商店.msg

(例) 2021 年 1 月 31 日 ㈱霞商店からの 110,000 円の請求書なら「20210131_110000_㈱霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

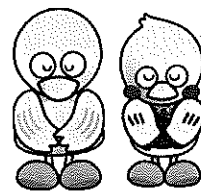
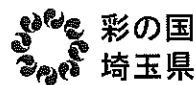
✔ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。
- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q & A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法 で 検索

安心・便利・業務効率化に最適！

e L T A X による 電子申告・納税の 御利用をお願いいたします。



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

埼玉県では、既に**80%以上**（令和3年7月末現在）の法人の皆様に、
e L T A Xによる電子申告を御利用いただいております。

e L T A Xでは、申告に加えて、大変便利な、申告データと連動した
ダイレクト納税もできます。

地方税共通納税システムのメリット

金融機関窓口等に
出向くことが不要！

ダイレクト納付で、
ペーパーレスが可能！

全都道府県・市町村へ
一括納税可能！

給与所得者の
住民税特別徴収も
一括納税できます！

手数料無料！

電子申告・電子納税をぜひ御利用ください！

御利用方法は **地方税 共通納税** で検索！

< e L T A X ホームページ「共通納税」を御覧ください >



彩の国
埼玉県

納付書による法人二税の納税について

- 埼玉県では、令和2年4月1日以降開始事業年度について、電子申告をいただいている法人の皆様へ、プレプリント申告書・納付書の送付を取りやめさせていただいております。

- 納付書は埼玉県ホームページからダウンロード可能です。

207011

ページ番号検索

埼玉県 法人二税 納付書

検索

☆ 納付書の記入における留意事項

納税確認ができなくなったり、別法人の納付となってしまう恐れがありますので、忘れずに御記入下さい。

- ① 「領収証書」「納付書」「領収済通知書」全てに必要な事項の御記入をお願いいたします。
- ② 「県税コード」「調定コード」「納税番号」「課税事務所」は記入誤り、記入漏れがないようお願いいたします。

- e L T A Xでは、次の手順で埼玉県の「納税番号」を確認できます。

- ① メッセージボックス「プレ申告データ」を選択・開き「作成」選択
- ② 「作成方法選択画面」で作成方法を選択し「次へ」
- ③ 「手続情報・様式確認」で埼玉県へ提出する申告書を選択「次へ」
- ④ 「申告データ作成結果一覧」が開く「次へ」
- ⑤ 「申告データ表示・編集」で表示された本表右上の「管理番号(9桁)」が埼玉県の「納税番号」となります。

※ プレプリント申告書・納付書送付取りやめ後、プレプリ送付再開を希望した法人へのプレプリ申告書・納付書の送付は、令和5年度までとさせていただきます。

電子申告・電子納税を御利用いただければ、上記のような手間もなくなります。

ぜひ、便利な電子申告・電子納税を御利用ください！

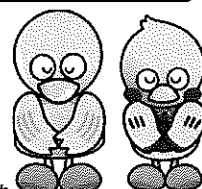
お問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当（法人）

TEL 048(830)2657

または、申告書提出先の県税事務所へお願いします。

埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち



令和3年12月8日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 中 野 敦 夫
副 支 部 長 中 村 武 司
地 域 長 福 島 泰 彦
研 修 部 長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修

令和3年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 朝晩の寒さも厳しくなってきましたが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが会員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 令和4年1月13日（木）午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『個人事業承継税制について』
講師 熊谷税務署資産課税部門 捧 和彦統括官
対象 税理士会会員及び職員
単位 1. 5単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発

★資料準備の為、12月20日（月）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和4年1月13日の研修会出席者

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

電子保存義務化 2年猶予

領収書 経理デジタル化遅れで

政府・与党は2022年1月に施行する電子帳簿保存法に2年の猶予期間を設ける。電子データで受け取った請求書や領収書を電子保存するよう企業に義務づけるのを延ばす。紙で経費処理して

いる例がなお多く、システム改修が間に合わないとの声があった。デジタル化の遅れが鮮明だ。近くまとめる22年度与党税制改正大綱に盛り込み、年内に関連の省令を改正する。2年間は引き

続き紙での保存も容認する。企業の申し出に応じて税務署長が判断する。電帳法の改正は21年度税制改正大綱に盛り込まれた後、準備期間が1年しかなかった。国税庁が7月、違反時は青色申告

を取り消す可能性に言及し、企業に不安の声が広がっていた。中小企業向けクラウドサービスのラクスは9月下旬の調査では、企業の経理担当者の7割超が法改正について「知らない」「詳細までは知らない」と答えた。

改正法は領収書のスキヤナー保存をしやすくするなどデジタル化を後押しする内容も含む。電子保存の義務化はデータの日時を証明するタイムスタンプなど厳格な対応を求めていた。完全実施の先送りはデジタル化が滞る日本の実情を映す。

第四世代税理士用電子証明書

(黒色の I C カード)

更新のお願い

重要事項

第四世代の税理士用電子証明書（黒色の I C カード）は、本年12月31日に有効期限を迎えます。

電子証明書の発行には申込みから2～3週間かかります。第四世代税理士用電子証明書を利用している会員は速やかに更新の手続きをお願いします。

(更新の手続き)

日税連ホームページから専用ツールをダウンロードし、表示される画面案内に従って手続きください。

第五世代の税理士用電子証明書では、第四世代の税理士用電子証明書を利用したオンライン申込みの場合に住民票等の添付書類の提出が不要です。

オンライン申込み 受付締切

(第四世代電子証明書利用の場合)

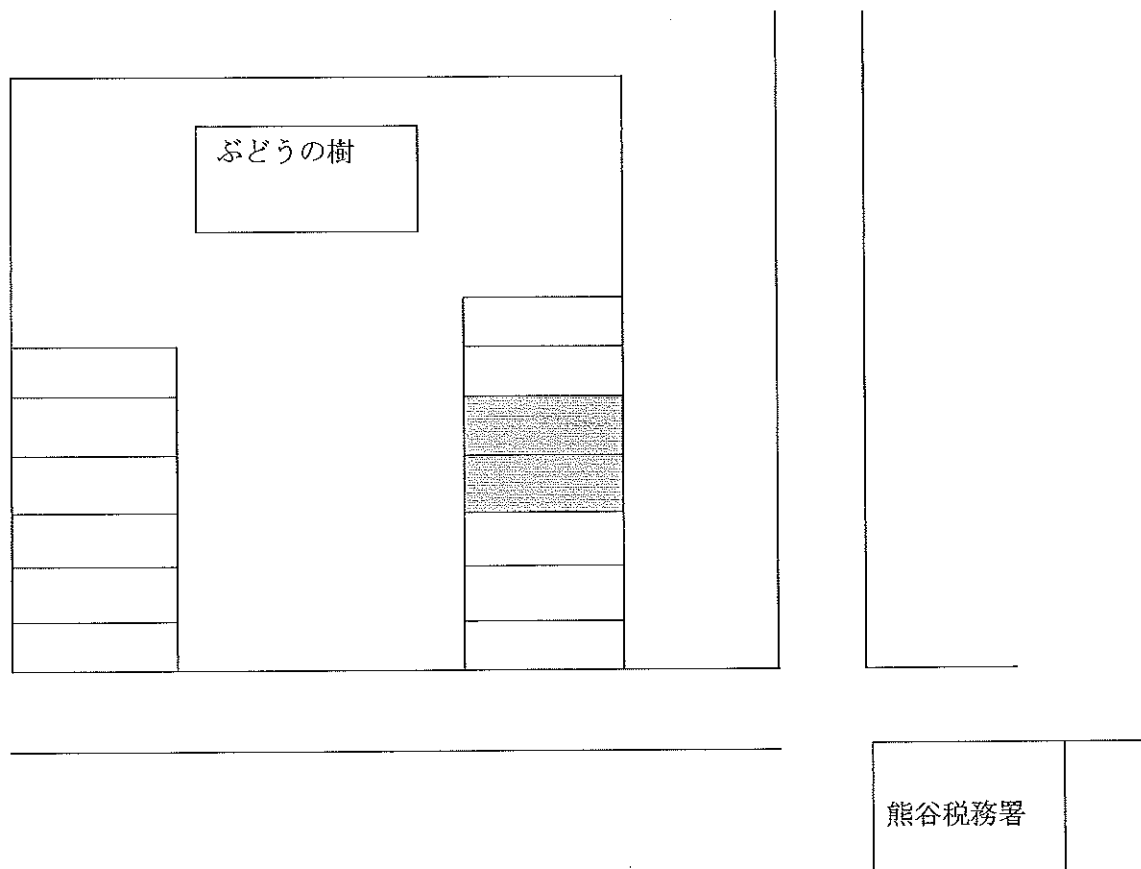
2021年12月27日23時59分申込完了分まで

【留意事項】

- 移転等で税理士名簿に登録された情報が変更になっている場合、電子証明書を発行することができません。事前に税理士名簿の変更登録を行ってください。
- オンライン申込み方法等、更新の手続きでご不明な点は日税連電子認証課（直通ダイヤル）までご連絡ください。

T E L : 03-5435-0940

受付時間：平日 9時半～11時半、13時～16時半



*熊谷聖パウロ教会駐車場の利用場所は上記の2台分です。

*利用期間は1月1日から3月31までです。

P

税理士会熊谷支部

埼税協熊谷地域 11 月例会

令和 3 年 12 月 8 日（水）

<会務報告>

令和 3 年 11 月 10 日（水） 日税グループとの協議会
15:30～ パレスホテル大宮

<会務予定>

<提携企業インフォメーション>

朝日生命

日本生命

旭化成ホームズ

SBI マネープラザ

令和3年10月吉日

組合員 各位

埼玉県税理士協同組合

理事長 大手 昭高

ジブラルタ生命「オンライン医療サポートサービス」のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本組合事業に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応等でご多忙のなか大変恐縮ですが、以下の通りご案内申し上げます。

全国税理士共栄会（全税共）の提携保険会社でありますジブラルタ生命より、全国統一キャンペーンの取り組み強化を目的として、税理士先生・事務所職員ならびに関与先企業（事業主）に対し、ジブラルタ生命の法人契約の被保険者ならびに個人保険の契約者・被保険者にご利用いただける「オンライン医療サポートサービス」について案内する旨の申し入れがありました。

このサービスは経済的な面だけでなく身体的健康も含めた安心をお届けし、お客さまの人生におけるトータルウェルネスをサポートするためのものとしてお役立ていただけるものと推察いたします。

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントが本状を持参してお伺いした際には、何卒ご引見賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝と事務所のご発展を心より祈念申し上げます。

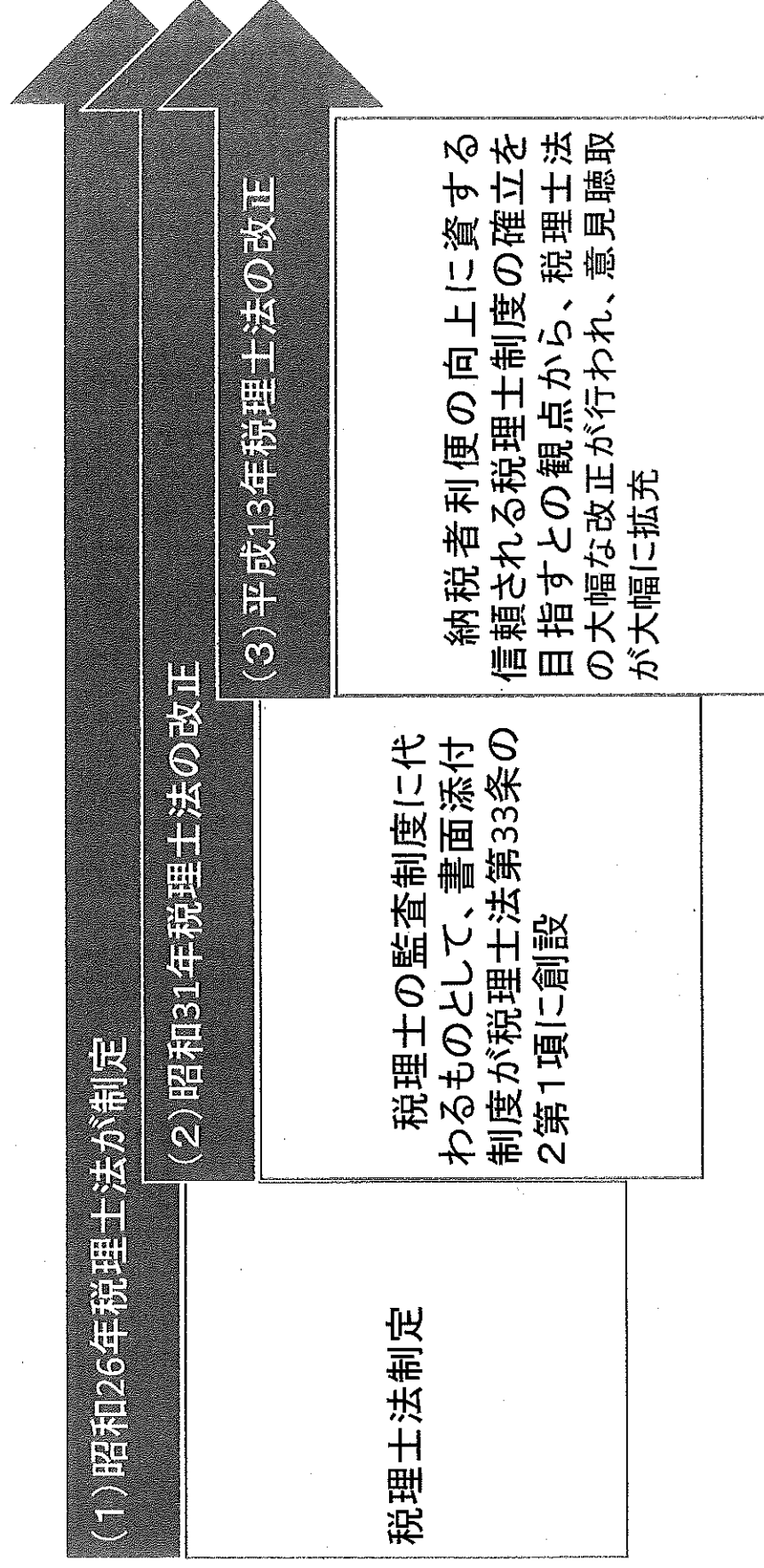
謹白

令和3年12月8日
配付資料

書面添付制度と意見聴取の現状

熊谷税務署

1 制度の沿革



2 書面添付制度の趣旨・目的

税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、添付書面やその内容を基にした意見聴取という税理士に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局もこれを尊重することで、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資する。

3 通則法改正に伴う指針の改正

(1) 国税通則法の改正趣旨

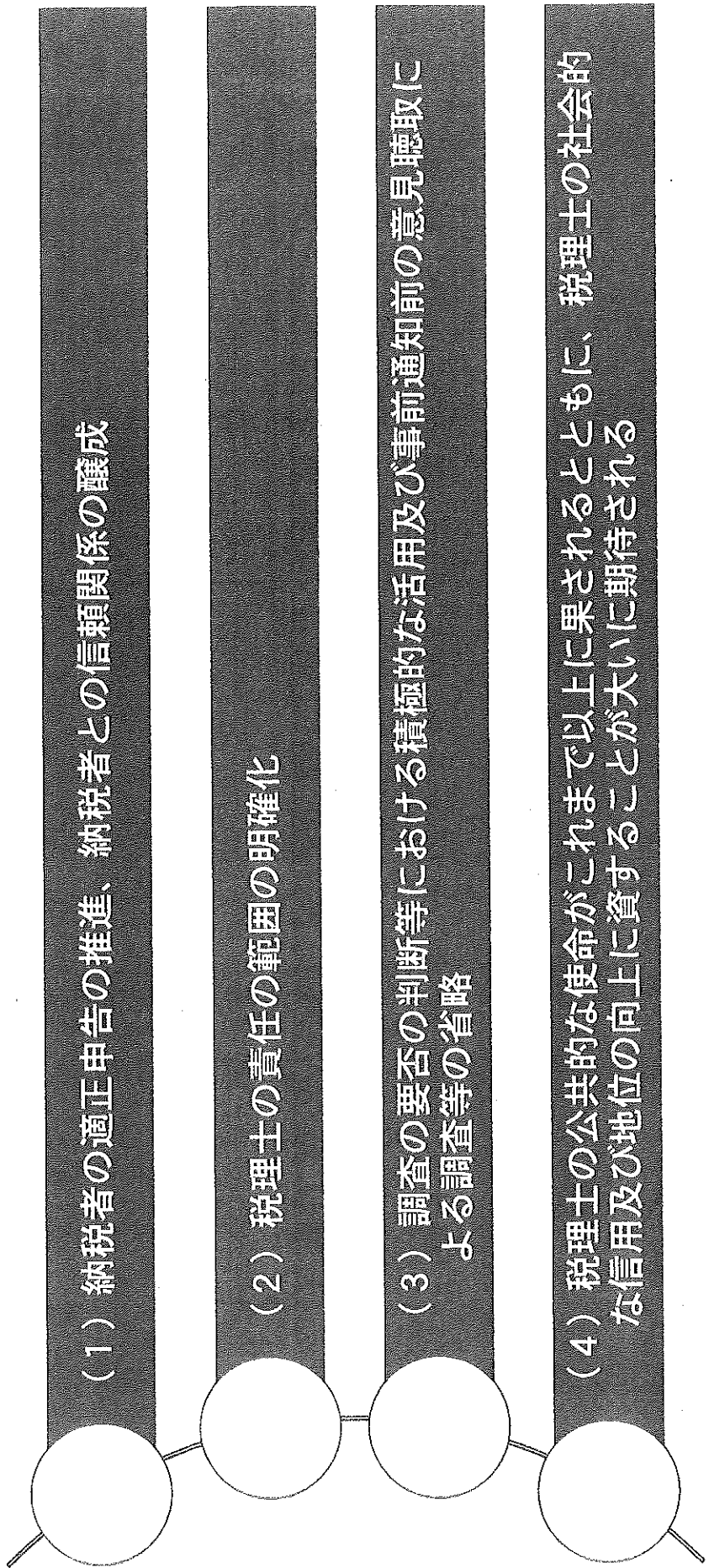
調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する。

また、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、従来の運営上の取扱いを法令上明確化する。

(2) 書面添付制度に係る事務運営指針の改正

国税通則法の改正に伴い、税務調査手続について、「事前通知」や「調査終了の際の手続」などの取扱いが法律上明確化されたことから、書面添付制度に係る事務運営指針を一部改正。

4 書面添付制度の効果



(1) 納税者の適正申告の推進、納税者との信頼関係の醸成

(2) 税理士の責任の範囲の明確化

(3) 調査の要否の判断等における積極的な活用及び事前通知前の意見聴取による調査等の省略

(4) 税理士の公共的な使命がこれまで以上に果されるとともに、税理士の社会的な信用及び地位の向上に資することが大いに期待される

＜参考条文等＞

税理士法第1条

税務に関する専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第33条の2

税理士又は税理士法人は、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した所定の書面を、その申告書に添付することができる。

国税庁事務運営指針

添付書面は、申告書審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨になったものと認められる場合には、じ後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

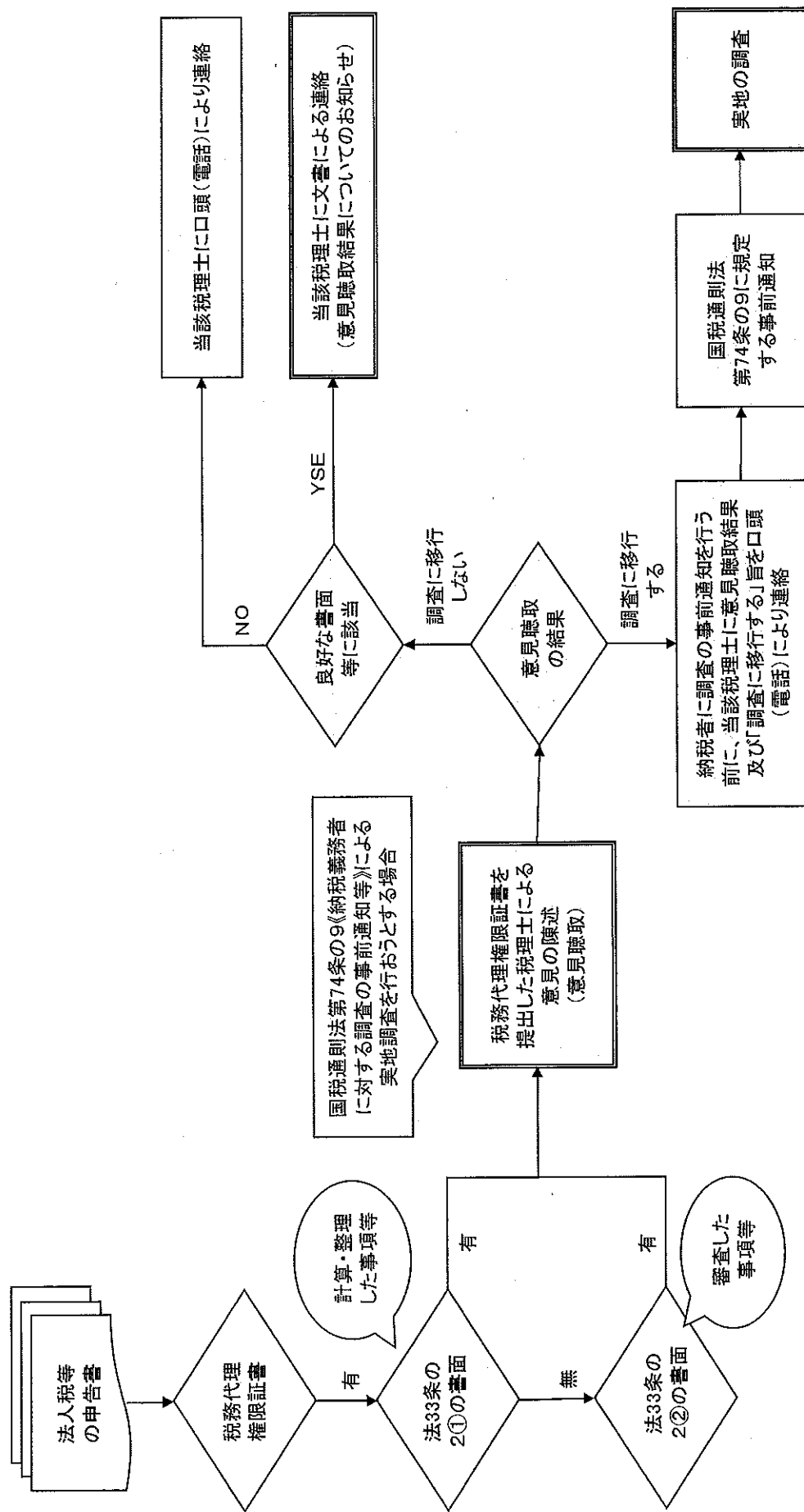
制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

5 税理士法第35条第1項

意見の聴取

税務官公署の当該職員は、第33条の2第1項又は第2項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

6 書面添付制度の流れ



7 調査に移行しない場合で文書による通知が行われない基準

調査の必要がないと認められた場合であっても、次に掲げるケースのように「税理士が申告書の作成過程で行った業務の内容等が適切に記載されていないもの」や「業務内容や関与の程度の開示、意見表明の記載の全くないもの」などに該当する場合は、文書による通知をしない理由等を含め、口頭（電話）により行うこととされている。

意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告が提出された場合又は後
の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合

法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な
事」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の
2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合

上記に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体
性に欠けるなど、上記に準ずると認められる場合

8 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

- (1) 令和3年度 国税庁実績評価実施計画
実績目標の1つに「税理業務の適正な運営の確保」を掲げ、その中に「書面添付制度の普及・定着に向けた取組」を明記。
- ① 国税局と税理士会等との間で協議を積極的に行う
- ② 添付書面や税理士に対する意見徴収の内容を調査事務に積極的に活用

(2) 記載内容の充実等

添付書面の記載内容に不正確又は不十分な箇所がある場合には、本制度の趣旨が十分活かされないため、国税当局としては、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上を図るため、引き続き、税理士会等との協議を積極的に行う。

また、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、この制度を尊重し、一層の普及・定着に向けて取り組む。

9 国税庁と日税連との合意事項の概要

平成19年4月に、日税連から国税庁に対して「書面添付制度の普及・定着について」と題する要望書が提出され、同年12月以降、国税庁と日税連の間で「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」を設け協議を重ね、平成20年6月、国税庁と日税連との間で本制度の普及・定着に向けて、今後、取り組んでいく事項について合意。

また、今後とも、税理士会と国税当局との間で積極的に協議を行い、双方が協力し、この制度の普及・定着に努めていくことが重要と認識。

＜国税庁が対応する事項＞

- ① 添付書面の様式改正 ② 調査省略通知の実施 ③ 両者が対応する事項

10 添付書面の作成

- ・ 添付書面作成に当たっての投入コストの問題
- ・ 平成27年6月日税連作成「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好でない記載事例集」参照

11 今後の書面添付制度

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、納税者の適正申告に資する書面添付制度の役割は益々高まっていく。

税理士の皆様の添付制度の普及・定着に向けた
より一層の取り組み

書面が添付された申告書の提出増加

適正申告の一層の確保

税理士の社会的信用・地位の向上

END

ご清聴ありがとうございました